

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (省令)

- 電波法施行規則の一部を改正する省令(総務九四)
- 無線局免許手続規則の一部を改正する省令(同九五)
- 無線設備規則の一部を改正する省令(同九六)
- 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令(同九七)
- [告示]
- 電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は共用できる場合を定める件の一部を改正する件(総務四六三)
- 海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件の一部を改正する件(同四六四)
- 船位通報に関する通信を取り扱う海岸局の運用に関する事項を定める件の一部を改正する件(同四六五)
- 船舶局及び海岸局のデジタル選択呼出装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同四六六)

- 自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局及びその自動識別装置の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同四六七)
- 認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件の一部を改正する件(同四六八)
- 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く)を定める件の一部を改正する件(同四六九)
- デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件の一部を改正する件(同四七〇)
- 小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件(同四七一)

### (公告)

#### 諸事項

- 官庁  
押収物還付関係
- 裁判所  
破産、免責、再生関係
- 特殊法人等  
平成二十事業年度独立行政法人水資源機構財務諸表、特定計量器型式承認関係
- 地方公共団体  
教育職員免許状失効関係
- 会社その他  
会社決算公告

## 省令

### ○総務省令第九十四号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三十九条第七項、第七十三条第一項及び第四百四条の三第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

#### 電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第三十四条の六第一号を次のように改める。  
一 無線電話、遭難自動通報設備、レーダーその他の小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備のみを設置する船舶局(国際航海に従事しない船舶の船舶局に限る。以下「特定船舶局」という。)

第四十一条の六中第二十三号を第二十四号とし、第八号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 船舶局(F二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する空中線電力五ワット以下の携帯して使用するための無線設備のみ又はこれと第十二号のレーダーのみを設置するものに限る。)

第五十一条の十五第二項の表三の四の項中「及び法第二十七条の三十二」を「法第二十七条の三十二及び法第七十条の七第二項(法第七十条の九第二項において準用する場合を含む。)」に改める。

別表第五号中「第四十一条の二関係」を「第四十一条の四関係」に改め、同表十(2)中「船舶安全法」の下に「昭和八年法律第十一号」を加え、同十(3)中「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、同十(4)とし、同十(2)の次に次のように加える。

(3) 特定船舶局であつてF二B電波又はF三E電波一五六MHzから一五七・四五MHzまでの周波数を使用する無線設備、遭難自動通報設備(船舶安全法第二条の規定に基づく命令により備付けを要するものを除く)、簡易型船舶自動識別装置及びレーダー以外の無線設備を設置しないもの

附則  
この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第九十五号  
電波法(昭和二十五年法律第三十一号)を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日  
総務大臣 原口 一博

無線局免許手続規則の一部を改正する省令  
無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項の表六の項中「空中線電力五ワット以下の無線電話を使用する船舶局であつて、総務大臣が別に告示するもの(以下「特定船舶局」という。)」を「特定船舶局(施行規則第三十四条の六第一号に規定するものをいう。以下同じ。)」に改める。

第一号に規定するものをいう。以下同じ。に改める。

第一号に規定するものをいう。以下同じ。に改める。

第一号に規定するものをいう。以下同じ。に改める。

別表第二号第三の2の様式を次のように改める。

		19 無線局の区別	※ 整理番号	
20	(1) 法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備	(2) (1)以外の無線設備		
	電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [ J ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [ K ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [ L ] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz W <input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [ S ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 12.5W <input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz 12.5 kHz間隔の周波数 182波 12.5W <input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [ M ] <input type="checkbox"/> Q0N 9350 MHz 0.4W <input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [ N ] <input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [ E ] <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [ P ] <input type="checkbox"/> F3E 160 MHz (ch 15 - 17) W <input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [ T ] <input type="checkbox"/> A3E 121.5 123.1 MHz W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [ J ] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [ X ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [ W ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [ U ] <input type="checkbox"/> J3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [ V ] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 船上通信設備 [ I ] <input type="checkbox"/> F3E 457.525 457.55 457.575 MHz W <input type="checkbox"/> レーダー [ G ] <input type="checkbox"/> PON 9410 MHz kW <input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [ R ] <input type="checkbox"/> F1D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波 2W <input type="checkbox"/> その他の設備	

長

辺

(日本工業規格A列4番)

無線局事項書及び工事設計書				※ 整理番号		
1 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種別コード	3 免許の番号	4 欠格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	5 希望する運用許容時間
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由				8 免許の年月日		9 免許の有効期間
7 氏名又は届出名称	法人又は団体 フリガナ コード [ ] 個人又は代表者名 姓フリガナ 名フリガナ			12 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日	
者名等	フリガナ 都道府県一市区町村 コード [ ] 郵便番号 電話番号			13 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日以内の日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月 日以内の日	
17 無線設備の設置場所	フリガナ 船舶又は航空機名	20 主たる停泊港又は定置場		14 無線局の目的コード		15 通信事項コード
19 停泊港コード		21 船舶又は航空機の所有者		16 識別信号		[MMSI]
22 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波の型式 周波数 <input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D 27MHz 帯 54波 1W <input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D 40MHz 帯 ( ) 5W <input type="checkbox"/> F3E 150MHz 帯 (ch 15-17) 0.8W <input type="checkbox"/> F2B 150MHz 帯 (ch 70) W <input type="checkbox"/> F3E 150MHz 帯 ( ) W <input type="checkbox"/> F1D 161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波 2W <input type="checkbox"/> PON 9410MHz kW <input type="checkbox"/> Q0N 9350MHz 0.4W <input type="checkbox"/> G1B 406.025MHz 406.028MHz 406.037MHz 5W <input type="checkbox"/> A3X 121.5MHz 0.05W	23 航行区域又は従業制限コード並びに航行する海域コード		24 用途コード		25 船舶番号又は漁船登録番号
		26 総トン数		27 信号符		28 旅客定員コード
		29 長さコード		30 加入	正加入 準加入	

長

辺

(日本工業規格A列4番)(表面)

別表第二号の三第3の様式を次のように改める。

工 事 設 計 書					※ 整理番号
31 機器の種類	32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号	35 特殊な装置	
<input type="checkbox"/> 27MHz送受信機 [27M]				<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]	
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]				<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]	
<input type="checkbox"/> レーダー [R]				<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]	
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]				<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]	
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]				<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]	
<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40M]				<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]	
<input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) [150]				<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]	
<input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]				<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]	
<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]				<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> マリンVHF送受信機 [MVH]				<input type="checkbox"/> その他 ( )	
<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]				36 ATIS番号	
<input type="checkbox"/> その他 ( )				37 船舶等識別番号	
<input type="checkbox"/> その他 ( )				38 その他の工事設計	<input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。
39 備考					

長 辺 (裏面)

附 則

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

2 (経過措置)

船舶局(特定船舶局を除く。)及び船舶地球局の無線局事項書の様式並びに特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式は、この省令による改正後の別表第二号第三の2及び別表第二号の三第三の様式にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、なお従前の様式によることができる。

○総務省令第九十六号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
第二十四条第二十二項中「船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置の受信設備」を「無線通信規則付録第十八号の表に掲げる周波数の電波を使用する無線局の受信装置」に改める。

第四十条の五第一項に次のたし書を加える。

ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、二及びりの規定は適用しない。

第四十条の五第一項第一号へ中「するものであること。この場合において、送信の繰り返しを」し、それ以降の送信」に改め、同号ト中「可聴及び」を削る。

第四十条の七第二項に次のたし書を加える。

ただし、法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のものについては、第一号イ、第二号の表の空中線電力の項及び第三号の規定は適用しない。

第四十五条の十二の四中「第四十一条第四項」を「第四十一条第三項」に改める。

第五十八条の二第二項中「次条に規定するもの」を「法第三十三条の規定に基づき備えなければならない無線設備の機器以外のもの」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第九十七号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の規定に基づき、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の十五中「及び第十六号」を「第十六号、第五十九号及び第六十号」に改め、同項に次の二号を加える。

五十九 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が二五ワット以下の無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの(次号に掲げるものを除く。)

六十 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が五ワット以下の携帯して使用するための無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの



告 示

○総務省告示第四百六十三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十八条の二及び第三十八条の三の規定に基づき、昭和二十五年郵政省告示第十七号（電波法施行規則の規定により、時計、業務書類等の備えつけを省略できる無線局及び省略できるものの範囲並びにその備えつけ場所の特例又は其用できる場合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

第一項の表注中「特定船舶局（免許規則第四条第二項の表六の項の特定船舶局をいう。）」を「法第十三条第三項に規定する義務船舶局以外の船舶局であつて、特定船舶局（施行規則第三十四条の六第一号に規定するものをいう。）」に改め、「通信の相手方である無線局の無線業務日誌により運用の状況が把握される場合は、を削る。」

○総務省告示第四百六十四号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第五十六条の規定に基づき、昭和十九年郵政省告示第九百六十四号（海上移動業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

1の(4)イを次のように改める。

イ 無線通信規則付録第18号の表に掲げるもの

使用電波の型式及び周波数 (MHz)		
チャンネルの番号	呼出し、応答及び準備信号の送信	
	F 3 E	そ の 他
01	60	156.025(1)
	156.05	156.05 (1)
02	61	156.075(1)
	156.1	156.1 (1)
03	62	156.125(1)
	156.15	156.15 (1)
04	63	156.175(1)
	156.2	156.2 (1)
05	64	156.225(1)
	156.25	156.25 (1)
06	65	156.275(1)
	156.35	156.3 (2)
07	66	156.325(1)
	156.35	156.35 (1)
08	67	156.375(2)(3)
	156.45	156.4 (2)
09	68	156.425(3)
	156.475(1)(2)	156.45 (4)

10		156.5 (2)
70	156.525(5)	
11		156.55 (6)
71		156.575(7)
12		156.6 (6)
72		156.625(2)(8)
13	156.65(9)(10)	156.65 (10)
73		156.675(1)(2)
14		156.7 (6)
74		156.725(7)
15	156.75(11)	156.75 (8)(11)
75		156.775(12)
16	156.8(13)	
76		156.825(12)
17	156.85(11)	156.85 (11)
77	156.875(14)	156.875(8)
18		156.9 (6)
78		156.925(7)
19		156.95 (6)
79		156.975(1)
20		157.0 (6)
80		157.025(7)
21		157.05
81		157.075(7)
22		157.1 (6)
82		157.125(7)
23		157.15 (15)
83		157.175(1)
24		157.2 (15)
84		157.225(7)
25		157.25 (15)
85		157.275(1)
26		157.3 (15)
86		157.325(15)
27		157.35 (15)
87		157.375(15)
28		157.4 (1)
88		157.425(15)

注1 (1)は、外国の無線局と電気通信業務に関する通信又は港務に関する通信を行う場合に限る。  
 2 (2)は、船舶局相互間において通信を行う場合に限る。  
 3 (3)は、水先業務若しくは引き船業務に関する通信を行う場合又は外国の無線局と通信を行う場合に限る。



イ VHF帯選択呼出信号の場合であって、フォーマット信号が「個別の局の呼出し」のときは、コード番号「100」、「101」又は「103」、フォーマット信号が「個別の局の半自動又は自動接続呼出し」のときは、コード番号「100」、「101」又は「105」であること。

(2) クラスDの装置

フォーマット信号が「遭難警報」以外のときは、「100」、「103」又は「104」であること。

(3) クラスEの装置

フォーマット信号が「遭難警報」以外のときは、「104」、「109」又は「118」であること。

別図第一号中「(クラスBの装置を除く。)」を記す。

別図第二号中「クラスB」の次に「D及びE」を挿入し、別図第三号中「は、5つのコード番号」を「及び位置情報が23.5時間以上更新されなかった場合は、すべてのコードが」に改め、(改訂)を削り、別図第四号中「クラスB」の次に「D及びE」を挿入し、別図第五号中「中短波帯選択呼出信号」を「中短波・短波帯選択呼出信号」に改め、「又は「111」を記す。

別図第六号中「(コード番号「112」以外のものとする。)」を記す、別図第七号中「とし、できる限りコード番号「112」であること」を記す、別図第八号中「クラスB」の次に「D及びE」を挿入し、別図第九号中「又は「111」を削り、別図第十号中「又は「101」を記す。

別図第十一号中「(VHF帯選択呼出信号を除く。)」を記す。

別図第十二号を次のように改める。

別図第八号 削除

別表第一号を次のように改める。

別表第一号 コード番号(100~127)の用途

コード番号	同期信号及び特有機能	フォーマット信号(注1)	カテゴリー信号(注1)	遭難の種類(注1)	第一テレコマンド(注1)		第二テレコマンド(注1)
					使用及びモード	通信装置	
100			通常業務	火災又は爆発	F3E又はG3E・単信	無線電話	理由なし(注2)
101				浸水	F3E又はG3E・複信		海事交換センターの混雑
102	海域呼出し			衝突			通話中(注2)
103	(注3)	(注3)	(注3)	座礁	ポーリング		待ち行列表示(注2)
104	RX0の位置の同期信号			傾斜及び転覆の危険	受入不可		閉局(注2)
105	RX1の位置の同期信号			沈没	呼出しの終了(注4)		オペレータの不在(注2)
106	RX2の位置の同期信号		(注6)	操船不能で漂流	データ	変復調装置	オペレータの一時的不在(注2)
107	RX3の位置の同期信号			その他の遭難			装置の運用不可(注2)
108	RX4の位置の同期信号		安全	船体の放棄			提案チャネルの使用不可(注2)

109	RX5の位置の同期信号						海賊・武装強盗	J3E	無線電話	提案モードの使用不可(注2)
110	RX6の位置の同期信号	(注5)	緊急	海中転落				遭難警報に対する応答		武力紛争の当事者でない国の船舶及び航空機
111	RX7の位置の同期信号							(注6)		衛生輸送体
112			遭難警報	遭難	遭難自動通報設備の起動			遭難警報の中継		公衆電話事務所
113								F1B又はJ2B(一方向誤り訂正方式)	狭帯域直接印刷電信装置	ファクシミリ又はデータ
114						共通関係を有する船団の呼出し				
115								F1B又はJ2B(自動再送要求方式)	狭帯域直接印刷電信装置	(注6)
116						全船呼出し(注7)		(注6)		(注6)
117	終了信号							(注6)		(注6)
118								試験		(注6)
119								(注6)		(注6)
120							個別の局の呼出し	(注6)		(注6)
121							使用不可(I TU-R勧告M.1159で使用)	船舶の位置		(注6)
122	終了信号							(注6)		(注6)
123							個別の局の半自動又は自動接続呼出し	(注6)		(注6)
124							(注5)	(注6)		(注6)
125							DXの位置の同期信号	(注6)		(注6)
126								情報なし		情報なし
127	終了信号							(注6)		(注6)

注1 デジタル選択呼出装置は未指定のコード番号に対して反応しないこと。

- 2 コード番号「104」の第一デシマとコードとの組合せで使用すること。
- 3 船舶の通航業務を行う陸上の無線局から船舶局に対してグループ呼出しを行うために使用すること。
- 4 半自動又は自動接続システムのみを使用すること。
- 5 I T U-R勧告M.586に準拠した業務に使用すること。
- 6 将来にわたって使用しないこと。
- 7 中短波帯及び短波帯では遭難警報の応答及び海岸局の応答にのみ使用すること。

○総務省告示第四百六十七号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第九条の二第二項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第三百五十五号(自動識別別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局及びその自動識別装置の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

- 一 自動識別装置を装置しなければならない海上移動業務の無線局は、漁船の船舶局(無線設備規則第九条の二第五項の規定による変調信号処理装置を附置する無線設備を使用するものに限る。)とする。

○総務省告示第四百六十八号

登録点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第十条の規定に基づき、平成九年郵政省告示第四百六十六号(認定点検事業者が行う点検の実施方法を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

第一の三の二の表注3中「適合表示無線設備」の次に「(以下「適合表示無線設備」という。)」を加え、同三の三の表の二の項総合試験の方法等の欄中(1)を次のように改める。

- (1) 無線電信又は無線電話については、次のとおりとする。
  - ア 設備ごとに任意の1周波数を選定して実地通信を行い、無線電信については、感度、明瞭度及び発射の音調を、無線電話については感度及び明瞭度を確認する。
  - イ 無線電話について、アによることが困難な場合は、任意の1周波数を使用して電波を発射し、他の無線局等の受信機を用いて感度及び明瞭度を確認するとともに、任意の周波数の電波を受信して感度を確認する。

第一の三の三の表の二の項総合試験の方法等の欄(2)中「DSC」の次に「(適合表示無線設備を除く。)」を「NBDP」の次に「(中短波帯の周波数の電波を使用するものを除く。)」を加える。

○総務省告示第四百六十九号

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)別表第二号の二第六の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号(無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。))を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

別表第十四号の表中

超短波帯(150MHz)の無線設備の機器(固定型)	J
超短波帯(150MHz)の無線設備の機器(携帯型)	P

を  
「J」を改める。

○総務省告示第四百七十号

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十条の七第一項第四号及び第二項第四号の規定に基づき、平成十七年総務省告示第十二百三十三号(デジタル選択呼出装置等による通信を行う船舶局の無線設備の技術的条件を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

- 第一項第五号を次のように改める。
  - 5 遭難警報は、独立した二以上の操作(一の操作が専用ボタンを三秒以上押し続ける操作)により送出されるものであること。

○総務省告示第四百七十一号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十四条の六第一号の規定に基づき、小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を次のように定める。なお、平成三年郵政省告示第六十一号(無線局免許手続規則第三条の表一の項の特定船舶局を定める件)は、廃止する。

平成二十一年十月二日

総務大臣 原口 一博

- 一 A二D電波又はA三E電波二六・一七五MHzを超え二八MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備
- 二 A二D電波又はA三E電波二九・七五MHzを超え四一MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備
- 三 A二D電波又はA三E電波一五四・六七五MHzを超え一六二・〇三五MHz以下の周波数を使用する空中線電力一ワット以下の適合表示無線設備
- 四 前三項の適合表示無線設備に接続して使用するデータ伝送装置を備える無線設備
- 五 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力二五ワット以下の適合表示無線設備
- 六 F三E電波三五一・九MHzを超え三六四・二MHz以下の周波数を使用する空中線電力五ワット以下の適合表示無線設備
- 七 レーダー(検定規則による型式検定に合格したもの又は適合表示無線設備に限る。)
- 八 簡易型船舶自動識別装置(適合表示無線設備に限る。)
- 九 デジタル選択呼出装置による通信を行う海上移動業務の無線局の無線設備(適合表示無線設備に限る。)
- 十 双方向無線電話(検定規則による型式検定に合格したものに限る。)
- 十一 衛星非常用位置指示無線標識(検定規則による型式検定に合格したものに限る。)
- 十二 捜索救助用レーダートランスポンダ(検定規則による型式検定に合格したものに限る。)
- 十三 前各項の無線設備と併せて船舶局に設置する次に掲げる無線設備
  - (1) 船上通信設備(適合表示無線設備に限る。)
  - (2) 無線方位測定機
  - (3) インマルサット高機能グループ呼出受信機
  - (4) デジタル選択呼出専用受信機
  - (5) ナブテックス受信機
  - (6) 地上無線航法装置
  - (7) 衛星航法装置
- (8) (7)まで以外の受信設備

附 則

この告示の施行の際現に免許又は予備免許を受けている特定船舶局については、その備える無線設備は、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。